

○内閣府令第十二号
厚生労働省令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百四号）の一部の施行及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第八十九条の二の三第一項及び第二項、第八十九条の二の六、第八十九条の二の十並びに第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十条第二項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市早苗
厚生労働大臣 上野賢一郎

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）の一部を次のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

目次

第一章～第四章	(略)
第五章 障害福祉計画等	(第六十八条の三の二～第六十八条の三の十四)
第六章・第七章	(略)

附則

(令第四十四条第二項に規定する額の算定方法)

第六十五条の三 令第四十四条第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六条第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）と読み替えるものとする。

(令第四十五条第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者)

第六十五条の四 令第四十五条第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額（同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。）といたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(補装具費の支給の申請)

第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者は、障害児の保護者は、補装具の購入等（法第七十六条第一項に規定する購入等をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入等が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、

目次

第一章～第四章	(略)
第五章 障害福祉計画	(第六十八条の三の二・第六十八条の三の三)
第六章・第七章	(略)

附則

(令第四十三条の二第二項に規定する額の算定方法)

第六十五条の三 令第四十三条の二第二項に規定する所得割の額を算定する場合には、第二十六条の二の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「支給決定障害者等又は当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者」とあるのは、「法第七十六条第一項の申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員（障害者である場合にあつては、その配偶者に限る。）と読み替えるものとする。

(令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者)

第六十五条の四 令第四十三条の三第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める者は、同条第一号に定める額を負担上限月額（同条に規定する政令で定める額をいう。以下この節において同じ。）といたならば保護を必要とする状態となる者であつて、同条第二号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるものとする。

(補装具費の支給の申請)

第六十五条の七 法第七十六条第一項の規定に基づき補装具費の支給を受けようとする障害者は、障害児の保護者は、補装具の購入等（法第七十六条第一項に規定する購入等をいう。以下同じ。）を行おうとするときには、市町村に対し、あらかじめ、第一号から第五号までに掲げる事項を記載した申請書及び第六号から第八号までに掲げる添付書類を提出し、補装具の購入等が完了した後に第九号及び第十号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によつて確認することができるときは、

当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略することができる。

五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第四十四条第一項に規定する者の所得が同条第二項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項

六〇十 (略)

2 (略)
(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等（令第四十六条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)
二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額（令第四十七条第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）

三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る令第四十七条第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当該購入等をした補装具に係る同項第二号に掲げる額を合算した額

四 (略)

3 2 (略)
3 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者（令第四十六条第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)
二 当該申請を行う障害者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービス（令第四十六条第四項に規定する障害福祉相当介護保険サービスをいう。次項及び第六十五条の九の五において同じ。）に係る令第四十七条第六項に定める額

4 前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類及び令第四十六条第五項各号（第四号を除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類並びに申請者及び当該申請者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であること又は申請者及び当該申請者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて次条に規定するものに該当することを証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略せることができる。

（令第四十六条第五項第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の九の三 令第四十六条第五項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、六十五歳に達する日の前日の属する月において、令第十七条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となつた者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となつたものとする。

当該添付書類を、身体障害者福祉法第十五条第四項の規定に基づき交付を受けた身体障害者手帳によって当該申請に係る障害者等が補装具の購入等を必要とする者であることを確認することができるときは、第六号に掲げる添付書類を、それぞれ省略することができる。

五 当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち令第四十三条の二第一項に規定する者の所得が同条第二項の基準未満であることその他所得の状況に関する事項

六〇十 (略)

2 (略)
(高額障害福祉サービス等給付費の支給申請)

第六十五条の九の二 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等（令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)
二 当該申請を行う支給決定障害者等に係る利用者負担世帯合算額（令第四十三条の五第一項に規定する利用者負担世帯合算額をいう。）

三 当該申請を行う支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る令第四十三条の五第一項第一号及び第三号に掲げる額並びに当該購入等をした補装具に係る同項第二号に掲げる額を合算した額

四 (略)

3 2 (略)
3 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者（令第四十三条の四第五項各号に掲げる要件のいずれにも該当する者に限る。）及び法第七十六条の二第一項第二号に掲げる障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

一 (略)
二 当該申請を行う障害者が同一の月に受けた障害福祉相当介護保険サービス（令第四十三条の四第四項に規定する障害福祉相当介護保険サービスをいう。次項及び第六十五条の九の五において同じ。）に係る令第四十三条の五第六項に定める額

4 前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を証する書類及び令第四十三条の四第五項各号（第四号を除く。）に掲げる要件に該当することを証する書類並びに申請者及び当該申請者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）であること又は申請者及び当該申請者と同一の世帯に属するその配偶者が障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において被保護者若しくは要保護者であつて次条に規定するものに該当することを証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（令第四十三条の四第五項第二号に規定する厚生労働省令で定める者）

第六十五条の九の三 令第四十三条の四第五項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、六十五歳に達する日の前日の属する月において、令第十七条第一号から第三号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要とする状態となつた者であつて、同条第四号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となつたものとする。

(令第四十六条第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度)

第六十五条の九の四 令第四十六条第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める区分に属するものとする。

一・二 (略)

(令第四十七条第六項に規定する厚生労働省令で定める者)

第六十五条の九の五 令第四十七条第六項に規定する厚生労働省令で定める者は、障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において当該障害福祉相当介護保険サービスに係る同項に規定する高額障害福祉サービス等給付費が支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるものとする。

第六十八条の三 令第四十九条第一項の規定により障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするとときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一・三 (略)

第五章 障害福祉計画等

(市町村長又は都道府県知事に対する障害福祉等関連情報の提供)

第六十八条の三の三 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害福祉計画若しくは都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害福祉計画等」という。）の作成、市町村障害福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害福祉等関連情報（法第八十九条の二の二第一項に規定する障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

(法第八十九条の二の三第一項の主務省令で定める者)

第六十八条の三の四 法第八十九条の二の三第一項の主務省令で定める者は、障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等、障害児の保護者、医師その他の障害福祉等関連情報によつて識別される特定の個人とする。

(法第八十九条の二の三第一項の主務省令で定める基準)

第六十八条の三の五 法第八十九条の二の三第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 障害福祉等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 障害福祉等関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(令第四十三条の四第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度)

第六十五条の九の四 令第四十三条の四第五項第三号に規定する厚生労働省令で定める障害の程度は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める区分に属するものとする。

一・二 (略)

(令第四十三条の五第六項に規定する厚生労働省令で定める者)

第六十五条の九の五 令第四十三条の五第六項に規定する厚生労働省令で定める者は、障害福祉相当介護保険サービスのあつた月において当該障害福祉相当介護保険サービスに係る同項に規定する高額障害福祉サービス等給付費が支給されたとすれば、保護を必要としない状態となるものとする。

第六十八条の三 令第四十三条の七第一項の規定により障害者支援施設を休止し、又は廃止しようとするとときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一・三 (略)

第五章 障害福祉計画

(市町村長又は都道府県知事に対する障害福祉等関連情報の提供)

第六十八条の三の三 こども家庭庁長官及び厚生労働大臣は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害福祉計画若しくは都道府県障害福祉計画（法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害福祉計画等」という。）の作成、市町村障害福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害福祉等関連情報（法第八十九条の二の二第一項に規定する障害福祉等関連情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

(新設)

三 障害福祉等関連情報と当該障害福祉等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現にこども家庭厅長官及び厚生労働大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該障害福祉等関連情報と当該障害福祉等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

五 前各号に掲げる措置のほか、障害福祉等関連情報に含まれる記述等と当該障害福祉等関連情報に含む障害福祉等関連情報データベース（障害福祉等関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の障害福祉等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの）を構成する他の障害福祉等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該障害福祉等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

（匿名障害福祉等関連情報の提供に係る手続等）

第六十八条の三の六 法第八十九条の二の三第一項の規定により匿名障害福祉等関連情報（同項

に規定する匿名障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、こども家庭厅長官及び厚生労働大臣が当該匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、こども家庭厅長官及び厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名障害福祉等関連情報の提供の申出をしなければならない。

一 提供申出者が公的機関（国や行政機関（こども家庭厅及び厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 当該公的機関の名称

ロ 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二 提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下この号及び次条第三号において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。）

ロ 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四 提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなしそうに掲げる事項

五 代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項

イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六 当該匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
七 当該匿名障害福祉等関連情報を抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名障害福祉等関連情報を特定するために必要な事項

（新設）

九	八 当該匿名障害福祉等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法	
十	当該匿名障害福祉等関連情報の利用目的	
十一	当該匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者が第六十八条の三の十二号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨	
十二	前各号に掲げるもののほか、提供申出者の行う業務が当該匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するため必要な事項として、次のイからチまでに定める事項	
イ	イ 次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項	
(1)	提供申出者が公的機関である場合 当該匿名障害福祉等関連情報の直接の利用目的が障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨	
(2)	提供申出者が大学その他の研究機関である場合 当該匿名障害福祉等関連情報の直接の利用目的が障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する研究に資する目的である旨	
(3)	提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名障害福祉等関連情報の直接の利用目的が第六十八条の三の八第一項に規定する業務に資する目的である旨	
ロ	当該匿名障害福祉等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間	
ハ	ハ 当該匿名障害福祉等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名障害福祉等関連情報を利用して作成する成果物の内容	
二	二 当該業務の成果物を公表する方法	
ホ	ホ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨	
ヘ	ヘ 第六十八条の三の十に規定する措置として講ずる内容	
ト	ト 当該匿名障害福祉等関連情報の提供を受ける方法及び年月日	
チ	チ イからトまでに掲げるもののほか、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が特に必要と認める事項	
一	一 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。	
二	二 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証又は運転経歴証明書、資格確認書等、介護保険法による被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書で申出の日において有効なもののその他これらの方が本人であることを確認するに足りる書類	
二	二 代理人によって申出をするときは、代理権を証明する書面	

3 | 提供申出者は、匿名障害福祉等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

高齢者医療確保法第十六条の二第一項に規定する匿名医療保險等関連情報（以下「匿名医療保險等関連情報」）

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名障害福祉等関連情報）

同表の下欄に掲げる提供の申出

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出

4 | こども家庭府長官及び厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、提供申出者に対して、説明を求め、又は当該提供申出書等の訂正を求めることができる。

5 | こども家庭府長官及び厚生労働大臣は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、提供申出者に対し、当該申出に係る匿名障害福祉等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

6 | 前項の通知を受けた提供申出者は、当該通知に係る匿名障害福祉等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、こども家庭府長官及び厚生労働大臣が必要と認める書類を添付して、こども家庭府長官及び厚生労働大臣に提出するものとする。

7 | 提供申出者は、第一項の規定により提出した提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項をこども家庭府長官及び厚生労働大臣に申し出なければならない。

（法第八十九条の二の三第一項第三号の主務省令で定める者）

第六十八条の三の七 法第八十九条の二の三第一項第三号の主務省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第二条

第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法 高齢者医療確保法、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報を規定する法律（連結対象情報に係るものに限る。）、統計法（平成十九年法律第五十三号）若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

（新設）

2 | 提供申出者が行う業務が法第八十九条の二の三第二項の規定により匿名障害福祉等関連情報

を次の表の上欄に掲げる情報（連結対象情報に限る）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならない。

匿名医療保険等関連情報

高齢者の医療の確保に関する法律 施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務	高齢者の医療の確保に関する法律 施行規則第五条の七第一項各号に掲げる業務
第二項の表の上欄に掲げる情報	第二項の表の上欄に掲げる情報

（匿名障害福祉等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報）

第六十八条の三の九 法第八十九条の二の三第二項の主務省令で定めるものは、連結対象情報とする。

（法第八十九条の二の六の主務省令で定める措置）

第六十八条の三の十 法第八十九条の二の六の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ 匿名障害福祉等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ 匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ 匿名障害福祉等関連情報に係る管理簿を整備すること。

二 匿名障害福祉等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ 匿名障害福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 第六十八条の三の七第一号に該当する者

(2) 暴力団員等

(3) 匿名障害福祉等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名障害福祉等関連情報等を取り扱うことが不適切であると

それぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

（新設）

(手数料の免除に関する手続)

第六十八条の三の十四 これら令第五十一条第三項に規定する書面の提出を受けたときは、同条第二項の規定による手数料の免除の許否を決定し、当該匿名障害福祉等関連情報利用者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(大都市の特例)

第七十条 令第六十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(表略)

(中核市の特例)

第七十一条 令第六十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(表略)

附 則
(法附則第十三条の自立支援医療に関する経過措置)

第八条 (略)

2~4 (略)

5 令第六十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、第一項中「市町村等」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

6 令第六十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、第一項中「市町村等」とあるのは「中核市」と読み替えるものとする。

別表第五号(裏面)及び別表第六号(裏面)中「忌避した者」を「忌避したときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和七年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(新設)

第七十条 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(表略)

(中核市の特例)
(法附則第十三条の自立支援医療に関する経過措置)

第八条 (略)

2~4 (略)

5 令第五十一条第一項の規定に基づき、指定都市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、第一項中「市町村等」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

6 令第五十一条第二項の規定により、中核市が障害者の自立支援に関する事務を処理する場合においては、第一項中「市町村等」とあるのは「中核市」と読み替えるものとする。

別表第五号(裏面)及び別表第六号(裏面)中「忌避した者」を「忌避したときは、当該違反行為をした者」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和七年十二月一日から施行する。

(経過措置)

○内閣府令第百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百八十七号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十三条の二十三の三第一項及び第二項、第三十三条の二十三の六、第三十三条の二十三の十並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第三十四条の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十一月二十八日

内閣総理大臣 高市 早苗

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

目次	改	正	後
第一章 第一章の四 「略」	第一章 第一章の四 「同上」	第一章 第一章の四 「同上」	第一章 第一章の四 「同上」
第二章 福祉の保障 第七条—第三十六条の三十の六の十四	第二章 福祉の保障 第七条—第三十六条の三十の六の十四	第二章 福祉の保障 第七条—第三十六条の三十の六の三	第二章 福祉の保障 第七条—第三十六条の三十の六の三
第三章 第四章 「略」	第三章 第四章 「同上」	第三章 第四章 「同上」	第三章 第四章 「同上」
附則	附則	附則	附則

第七条の四十五 法第十九条の二十二第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十七条の三第二項第一号及び第三十六条の三十の六の六第二項第一号において同じ。）を提示する方法とする。ただし、当該方法によることができない状況にあるときは、書面により提示する方法とする。

第十七条の二 法第二十一条の四の二第一項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 「略」
- 二 同意小児慢性特定疾病関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。第三十六条の三十の六の五第二号において同じ。）の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

〔三～五 略〕

第十七条の三 法第二十二条の四の二第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報（同項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供の申出をしなければならない。

- 一 提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

〔イ・ロ 略〕

第十七条の三 法第二十二条の四の二第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報（同項に規定する匿名小児慢性特定疾病関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供の申出をしなければならない。

- 一 提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

二 提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五号に規定する法人番号をいう。第三十六条の三十九号の利用等に関する法律第二条第十五号に規定する法人番号をいう。）

六の六第一項第二号イにおいて同じ。）

口 【略】

〔三〕十二 略

〔②〕 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険法第五十一条の三第一項に規定する書面、船員保険法第二十八条の二第一項に規定する書面、国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。第三十六条の三十の六の六第二項第一号において同じ。）に規定する書面若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項に規定する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項に規定する書面、国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項（私立学校教職員共済法第二十五条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する書面又は地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項に規定する書面、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）による被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、個人番号カード、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。同号において同じ。）、特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。同号において同じ。）で申出の日において有効なものその他これらが本人であることを確認するに足りる書類

二 【略】

〔③〕七 略

第十七条の四 法第二十一条の四の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。第三十六条の三十の六の七において同じ。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

第十七条の七 法第二十一条の四の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

〔一〕五 略

四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ 【略】

二 提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五号に規定する法人番号をいう。）

口 【同上】

〔三〕十二 同上

〔②〕 提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「提供申出書等」という。）に記載されている提供申出者（提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険法第五十一条の三第一項に規定する書面、船員保険法第二十八条の二第一項に規定する書面、国民健康保険法第九条第二項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）に規定する書面若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第六項に規定する書面、国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項（私立学校教職員共済法第二十五条において同項の規定を読み替えて準用する場合を含む。）に規定する書面又は地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項に規定する書面、介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他のこれらが本人であることを確認するに足りる書類

二 【同上】

〔③〕七 同上

第十七条の四 法第二十一条の四の二第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二（同法第二百八十三条第一項の規定により適用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

第十七条の七 法第二十一条の四の五の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

〔一〕五 同上

四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ 【同上】

口 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十六条の三十の六の十第四号口において同じ。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 「略」

第十八条の八 法第二十一条の五の六第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に定める者とする。

- 一 【略】
二 介護保険法第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

第三十六条の三十の六の二 法第三十三条の二十三の二第一項第一号の内閣府令で定める事項は、障害児通所給付費等（法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。以下同じ。）及び障害児入所給付費等（法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。以下同じ。）に要する費用の額に関する地域別又は年齢別の状況に関する事項並びにこれらに準ずる事項とする。

〔② 略〕

第三十六条の三十の六の三 こども家庭庁長官は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害児福祉計画若しくは都道府県障害児福祉計画（法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害児福祉計画等」という。）の作成、市町村障害児福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害児福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害児福祉等関連情報（法第三十三条の二十三の二第一項に規定する障害児福祉等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害児福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害児福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

第三十六条の三十の六の四 法第三十三条の二十三の三第一項の内閣府令で定める者は、障害児福祉等関連情報に係る特定の障害児、障害児の保護者、医師その他の障害児福祉等関連情報によつて識別される特定の個人とする。

第三十六条の三十の六の五 法第三十三条の二十三の三第一項の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 障害児福祉等関連情報に含まれる前条に規定する者を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 障害児福祉等関連情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 三 障害児福祉等関連情報と当該障害児福祉等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該障害児福祉等関連情報と当該障害児福祉等関連情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。

第十八条の八 法第二十一条の五の六第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に定める者とする。

- 一 【同上】
二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条の二第一項に規定する指定市町村事務受託法人

第三十六条の三十の六の二 法第三十三条の二十三の二第一項第一号の内閣府令で定める事項は、障害児通所給付費等（法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等をいう。）及び障害児入所給付費等（法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。）に要する費用の額に関する地域別又は年齢別の状況に関する事項並びにこれらに準ずる事項とする。

〔② 同上〕

第三十六条の三十の六の三 こども家庭庁長官は、市町村長又は都道府県知事から、市町村障害児福祉計画若しくは都道府県障害児福祉計画（法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画をいう。）（以下この条において「市町村障害児福祉計画等」という。）の作成、市町村障害児福祉計画等に基づく施策の実施又は市町村障害児福祉計画等の達成状況の評価に資することを目的とする調査及び分析を行うため、障害児福祉等関連情報（法第三十三条の二十三の二第一項に規定する障害児福祉等関連情報をいう。以下この条において同じ。）の提供を求められた場合であつて、当該障害児福祉等関連情報を提供する必要があると認めるときは、当該障害児福祉等関連情報を市町村長又は都道府県知事に提供することができる。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

口 不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十九号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講ずること。

ハ 「同上」

四 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することができる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）。

五 前各号に掲げる措置のほか、障害児福祉等関連情報に含まれる記述等と当該障害児福祉等関連情報を含む障害児福祉等関連情報データベース（障害児福祉等関連情報に含まれる記述等と当該障害児福祉等関連情報を含む情報の集合物であつて、特定の障害児福祉等関連情報を電子計算機を用いて検索することができるようして構成したもの）を構成する他の障害児福祉等関連情報に含まれる記述等との差異その他の当該障害児福祉等関連情報データベースの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

第三十六条の三十の六の六

法第三十三条の二十三の三第一項の規定により匿名障害児福祉等関連情報（同項に規定する匿名障害児福祉等関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「第三十三条の二十三の三提供申出書」という。）に、こども家庭庁長官が当該匿名障害児福祉等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、こども家庭庁長官に提出することにより、当該匿名障害児福祉等関連情報の提供の申出をしなければならない。

〔条を加える。〕

- 一 匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者が公的機関（国の行政機関（こども家庭庁を除く。）又は地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）であるときは、次に掲げる事項
イ 当該公的機関の名称
- 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
- 二 匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者が法人等であるときは、次に掲げる事項
イ 当該法人等の名称、住所及び法人番号
- 三 匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
- 四 匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項
- 五 代理人によつて申出をするときは、次に掲げる事項
イ 当該代理人の氏名、生年月日及び住所
 当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先
- 六 当該匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
- 七 当該匿名障害児福祉等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名障害児福祉等関連情報を特定するために必要な事項
- 八 当該匿名障害児福祉等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
- 九 当該匿名障害児福祉等関連情報の利用目的
- 十 当該匿名障害児福祉等関連情報の情報量が、前号に規定する利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
- 十一 当該匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う者が第三十六条の三十の六の十第一号イ(1)から(3)までに掲げる者に該当しない旨

十二 前各号に掲げるもののほか、匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者の行う業務が当該匿名障害児福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからチまでに定める事項

イ

次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)から(3)までに掲げる事項

(1)

匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者が公的機関である場合 当該匿名障害児福祉等関連情報の直接の利用目的が障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する施策の企画及び立案に関する調査に資する目的である旨

(2)

匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者が大学その他の研究機関である場合 当該匿名障害児福祉等関連情報の直接の利用目的が障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する研究に資する目的である旨

(3)

匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者が次条に規定する者である場合 当該匿名障害児福祉等関連情報の直接の利用目的が第三十六条の三十一の八第一項に規定する業務に資する目的である旨

ロ 当該匿名障害児福祉等関連情報の直接の利用目的である業務の名称、必要性、内容及び実施期間

ハ 当該匿名障害児福祉等関連情報を利用する手法及び期間並びに当該匿名障害児福祉等関連情報を利用して作成する成果物の内容

二 当該業務の成果物を公表する方法
ホ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨
ヘ 第三十六条の三十の六の十に規定する措置として講ずる内容

ト 当該匿名障害児福祉等関連情報の提供を受ける方法及び年月日
チ イからトまでに掲げるもののほか、こども家庭庁長官が特に必要と認める事項

〔②〕 匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、こども家庭庁長官に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

一 第三十三条の二十三の三提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第三十三条の二十三の三提供申出書等」という。）に記載されている匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者（匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険法第五十一条の三第一項に規定する書面、船員保険法第二十八条の二第一項に規定する書面、国民健康保険法第九条第二項に規定する書面若しくは高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項に規定する書面、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項に規定する書面、国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項に規定する書面又は地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項に規定する書面、介護保険法による被保険者証、健康保険料特例被保険者手帳、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書で申出の上欄に掲げる情報（以下「匿名障害児福祉等関連情報に係る連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

二 代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

〔③〕 匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者は、匿名障害児福祉等関連情報を次の表の上欄に掲げる情報（以下「匿名障害児福祉等関連情報に係る連結対象情報」という。）と連結して利用することができる状態で提供を受けようとするときは、第一項に規定する提供の申出のほか、それぞれ同表の下欄に掲げる提供の申出をしなければならない。

匿名医療保険等関連情報

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報（匿名障害児福祉等関連情報を除く。）	高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第五条の五第一項に規定する提供の申出
--	--

〔④〕 こども家庭庁長官は、第一項の規定により提出された第三十三条の二十三の三提供申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者に対して、説明を求め、又は当該第三十三条の二十三の三提供申出書等の訂正を求めることができる。

〔⑤〕 こども家庭庁長官は、第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者に対し、当該申出に係る匿名障害児福祉等関連情報の提供を行う旨を通知するものとする。

〔⑥〕 前項の通知を受けた匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者は、当該通知に係る匿名障害児福祉等関連情報の提供の実施を求めるときは、必要な事項を記載した依頼書に、こども家庭庁長官が必要と認める書類を添付して、こども家庭庁長官に提出するものとする。

〔⑦〕 匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者は、第一項の規定により提出した第三十三条の二十三の三提供申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項をこども家庭庁長官に申し出なければならない。

第三十六条の三十の六の七 法第三十三条の二十三の三第一項第三号の内閣府令で定める者は、民間事業者又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等、地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金若しくは国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第十六条第三号に掲げる業務として国立研究開発法人日本医療研究開発機構が交付する助成金を充てて次条第一項に定める業務を行う個人であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

一 法、高齢者の医療の確保に関する法律、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の五第三項の表の上欄に掲げる情報を規定する法律（匿名障害児福祉等関連情報に係る連絡対象情報に係るものに限る。）、統計法若しくは個人情報の保護に関する法律又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二 暴力団員等

三 法人等であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

四 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者

五 前各号に掲げる者のほか、匿名障害児福祉等関連情報（匿名障害児福祉等関連情報及び匿名障害児福祉等関連情報に係る連絡対象情報）を用いて不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名障害児福祉等関連情報等を提供することが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

〔条を加える。〕

第三十六条の三十の六の八

法第三十三条の二十三の三第一項第三号の内閣府令で定める業務

〔条を加える。〕

は、次の各号に掲げる業務とする。

一 障害児福祉分野の調査研究に関する分析であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

- イ 匿名障害児福祉等関連情報を障害児福祉分野の調査研究の用に供することを直接の目的とすること。
- ロ 匿名障害児福祉等関連情報を利用して行つた分析の成果物が公表されること。
- ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。

- 二 第三十六条の三十の六の十に規定する措置が講じられていること。
- 二 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する施策の企画及び立案に関する調査であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務

- イ 匿名障害児福祉等関連情報を障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する施策の企画及び立案の用に供することを直接の目的とすること。
- ロ 匿名障害児福祉等関連情報を利用して行つた調査の成果物が公表されること。
- ハ 前号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

- 三 障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
- イ 匿名障害児福祉等関連情報を障害児の福祉の増進並びに障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。
- ロ 匿名障害児福祉等関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。
- ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

- 四 障害児福祉の経済性及び効率性に関する研究であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
- イ 匿名障害児福祉等関連情報を障害福祉の経済性及び効率性に関する研究の用に供することを直接の目的とすること。
- ロ 匿名障害児福祉等関連情報を利用して行つた研究の成果物が公表されること。
- ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

- 五 障害児の福祉の増進に資する業務であつて前各号に掲げるものに準ずるものの中、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる業務
- イ 匿名障害児福祉等関連情報を障害児の福祉の増進に特に資する業務の用に供することを直接の目的とすること。
- ロ 匿名障害児福祉等関連情報を利用して行つた業務の内容が公表されること。
- ハ 第一号ハ及びニに掲げる要件に該当すること。

- 〔②〕 匿名障害児福祉等関連情報に係る提供申出者が行う業務が法第三十三条の二十三の三第二項の規定により匿名障害児福祉等関連情報を障害児の福祉の増進に資する業務の用に供することをうとするものであるときは、当該業務は、前項に掲げる業務のいずれかに該当するほか、それぞれ同表の下欄に掲げる業務のいずれかに該当するものでなければならぬ。

匿名医療保険等関連情報

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の七
第二項の表の上欄に掲げる情報

同表の下欄に掲げる業務
掲げる業務

第三十六条の三十の六の九 法第三十三条の二十三の三第二項の内閣府令で定めるものは、匿名障害児福祉等関連情報に係る連結対象情報とする。

第三十六条の三十の六の十 法第三十三条の二十三の六の内閣府令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

第一次に掲げる組織的な安全管理に関する措置

イ 匿名障害児福祉等関連情報の適正管理に係る基本方針を定めること。

ロ 匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う者の権限及び責務並びに業務を明確にすること。

ハ 匿名障害児福祉等関連情報に係る管理簿を整備すること。

二 匿名障害児福祉等関連情報の適正管理に関する規程の策定及び実施並びにその運用の評価及び改善を行うこと。

ホ 匿名障害児福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の発生時における事務処理体制を整備すること。

二 次に掲げる人的な安全管理に関する措置

イ 匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

(1) 第三十六条の三十の六の七第一号に該当する者
(2) 暴力団員等

(3) 匿名障害児福祉等関連情報等を利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第五条の六第五号の表の上欄に掲げる匿名障害児福祉等関連情報等を取り扱うことが不適切であるとそれぞれ同表の下欄に掲げる者が認めた者

ロ 匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う者に対する必要な教育及び訓練を行うこと。

三 次に掲げる物理的な安全管理に関する措置

イ 匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う区域を特定すること。

ロ 匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う区域として特定された区域への立入りの管理及び制限をするための措置を講ずること。

ハ 匿名障害児福祉等関連情報の取扱いに係る機器の盗難等の防止のための措置を講ずること。

四 次に掲げる技術的な安全管理に関する措置

イ 匿名障害児福祉等関連情報を取り扱う電子計算機等において当該匿名障害児福祉等関連情報を処理することができる者を限定するため、適切な措置を講ずること。

〔条を加える。〕
〔条を加える。〕

